

以下の2つの記事を比較考察してください(新聞名は伏せています)。

いじめ体罰提言

教育改革論議を進めている政府の教育再生実行会議が学校のいじめや体罰対策をまとめ、安倍晋三首相に第1次提言をした。

学校が解決できないいじめの通報を受け、解決する第三者的な組織。道徳の教科化。対策法の制定。加害生徒への毅然とした対応や懲戒、警察との連携。体罰のない部活動に向

今すぐでもできることから

けガイドライン策定……。こうしたことなどを挙げる。

政府がこの問題に強い懸念と危機意識を持ち、対応しようとするのは当然だろう。だが、今回を見る限りその提言は漠然として具体性に乏しく、実効性が見えてこない。

例えば、いじめ対策と道徳の教科化の結びつきはわかりにくい。道徳教育は道徳の時間だけでなく、学校教育のすべてを通じて行われるも

のとされてきた。いじめの発生と道徳が教科でないというこの関連づけに飛躍はないだろうか。

また教科となれば、評価や成績づけはどうするのか、そうしたことが道徳になじむのか、検定教科書は……とさまざまな課題が出てくる。

肝心なのは、今すぐできることから速やかに、かつ着実に対策を進めることではないか。

今回のいじめ対策論議の大きなき

り向き合う時間がとれないということならば、本末転倒である。この「忙しすぎる先生」の問題は以前から指摘されてきた。また、教員のほかに専門スタッフを充実させることも有用だ。

加害生徒の出席停止や必要に応じての警察との連携は、これまでも可能だった。

それが必ずしも行われてこなかったのは、消極性や怠慢ゆえというだけでなく、その難しさや、ち

ゆうちよもある現場の苦悩にも目を向けるべきだろう。

っかけになった天津市の中学生自殺問題で、詳細な検証をした第三者調査委員会の報告書は、問題の背景に教員の多忙を指摘した。

校内での仕事に優先順位をつけて「選択と集中」で仕分けすることや行事の精選を挙げ、教育委員会には学校現場への依頼文書や事項の整理を行うよう求めている。これはただちに進められることではないか。

書類つくりの追われ子供とじっく熟議を望みたい。

計はあるが、未然に、あるいは初めに芽を摘んだという、机上論ではない実践例はなかなか表に出ない。そうした体験や教訓を共有できる仕組みは作れないものか。

教育再生実行会議は早速次のテーマ、教育委員会制度改革の議論に入った。これは「自治」という戦後学校教育制度の基本理念ともかわって

てくるテーマでもある。

いじめの抑止につなげたい

安倍首相直属の教育再生実行会議が、いじめ対策の法制化や体罰禁止の徹底などを求める第1次提言をまとめた。

政府は提言を踏まえ、自治体や学校における体制整備や実効性のある対策の実現に取り組

教育再生提言

り向き合う時間がとれないということならば、本末転倒である。この「忙しすぎる先生」の問題は以前から指摘されてきた。また、教員のほかに専門スタッフを充実させることも有用だ。

注目の点では、いじめの発見や調査を行う第三者組織の設置を提案した点だ。

大津市の中学生が一昨年秋に自殺した事件では、学校がいじめの兆候をキャッチしながら適切な指導をせず、教育委員会による自殺

の原因調査もなおざりだった。

学校や教委が機能しないケースが多いことを考えれば、自治体単位で弁護士や臨床心理士らで構成する第三者組織を設け、子供や保護者から相談を受け付けるのは有効だろう。外部の視点で解決策を探ることが期待できる。

学校にスクールカウンセラーの配置を進め、子供の異変に気付く体制を整えるべきだとする指摘も妥当である。

提言は、加害生徒に対する出席停止措置の活用や、警察との連携の必要性も強調している。

いじめへの対応では、まず、教師による加害生徒への粘り強い指導が必要だ。だが、あらゆる手立てを尽くしてもいじめがやまなければ、被害生徒を守るために毅然とした対応をとるのは当然だ。

特に、暴力や金品のたかりなど法律に抵触する行為が確認された場合には、警察への通報をためらってはならない。普段から学校と警察が信頼関係を構築していくこ

とが重要である。

提言には、道徳を教科に格上げすることも盛り込まれた。道徳の教科化は、第1次安倍内閣時の教育再生会議が2007年に提案したが、成績評価の対象になじまないなどの理由で見送られた。現在は正規の教科となっていないため、教科書はない。効果的な指導法がわからないといった声も現場の教師から出ている。

教科化を通じて、教材の開発や指導法の研究を重ね、道徳教育の充実を図るべきだ。道徳の授業で相手の気持ちを思いやる人間性を育むことは、いじめの未然防止に役立つだろう。

一方、体罰根絶に向けた対策として、提言は部活動の指導指針を作成するよう国に求めている。

子供への暴力を厳しい指導の環境と誤解してきた指導者は少なくない。体罰の定義と行為を具体的に示し、いかなる場合でも暴力は許されないと意識を教育現場に浸透させていく必要がある。

右上：毎日新聞
左下：読売新聞

【出典】 右上：『毎日新聞』 2013年2月27日朝刊
左下：『読売新聞』 2013年3月1日朝刊

○ 子どもが命の尊さを知り、自己肯定感を高め、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性や責任感などの人間性・社会性を育むよう、国は、道徳教育を充実する。そのため、道徳の教材を抜本的に充実するとともに、道徳の特性を踏まえた新たな枠組みにより教科化し、指導内容を充実し、効果的な指導方法を明確化する。その際、現行の道徳教育の成果や課題を検証するとともに、諸外国における取組も参考に、丁寧に議論を重ねていくことを期待する。

○ 国及び教育委員会は、心の豊かな成長を育み、子どもの良き行動を引き出す道徳教育が実践されるよう、全ての教員が習得できる心に届く指導方法を開発し、普及することや、道徳教育のリーダーシップを執れる教員を育成することなどを通じて、教員の指導力向上に取り組む。学校における道徳教育の教材として、具体的な人物や地域、我が国の伝統と文化に根ざす題材や、人間尊重の精神を培う題材などを重視する。

○ 教職員、相談対応者、保護者等のいじめ発見者は、学校、教育委員会等に速やかに通報する。学校に通報してもなお解決されない重大な事案の場合には、第三者的な組織（第三者的立場から相談を受け、調整し、解決していくことができる組織）が、その解決を図る。保護者は、子どもから学校での様子や友人関係を聞くなどして、いち早くいじめのサインに気付くよう努める。

○ いじめが確認された場合、学校は、いじめの実態を迅速かつ的確に捉えた上で、教職員による説諭、毅然とした指導などの教育的指導から警察等の関係機関と連携した対処まで、その実態に応じて最適な対応を行うようにする。

○ 学校は、いじめられている子に対して、組織的体制により継続的にケアを実施し、守り抜く。いじめている子に対しては、段階的・継続的に教育的な指導を行うなど、責任を果たす。教育委員会は、問題の解決が図られるよう、学校及び教職員を全面的に支援する。保護者は、子どもの様子を注意深く見て、的確に助言するとともに、問題の解決が図られるまで、責任を持って子どもを見守る。

○ 深刻ないじめが続き、教育上必要があると認めるときは、校長及び教職員は、加害児童等への懲戒を行う。また、いじめられている子どもを守るため必要なときは、教育委員会は加害児童等の保護者に対し、当該児童等の出席停止措置等を実施する。その際、教育委員会は、出席停止措置等に係る児童等への十分な指導体制を整備するとともに、これらの措置を講ずる場合の基準や指導方針等を明確にする。学校は、あらかじめ保護者等に説明して理解を得る。

○ 教育委員会及び学校は、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものは警察と連携して迅速に対処する。